

<『地域学校協働活動推進員』の皆様へ>

『地域学校協働活動推進員』 Q&A



平成 29 年 4 月に「地域学校協働活動」の円滑な推進を目指し、社会教育法の一部が改正されました。横浜市においても、横浜の教育が目指す人づくり「自ら学び 社会とつながり」とともに未来を創る人」を実現するため、「地域学校協働活動」を推進していきます。

「地域学校協働活動」をさらに推進していくために、平成 30 年度から学校・地域コーディネーター養成講座修了者の皆様を、教育委員会から『地域学校協働活動推進員』として委嘱させていただいています。この Q&A をお読みいただき、『地域学校協働活動推進員』の役割等をご理解の上、引き続き、地域と学校をつなぐ架け橋として、子どもたちの健全な育成のためにご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

<令和5年6月>

- Q1 『地域学校協働活動推進員』とは？
- Q2 横浜市では、どうして「学校・地域コーディネーター」を『地域学校協働活動推進員』として委嘱するのか？
- Q3 『地域学校協働活動推進員』になるために、何か資格は必要なのか？
- Q4 『地域学校協働活動推進員』になると、今までと何かかわるのか？
- Q5 大きくかわらないのに、どうして『地域学校協働活動推進員』を委嘱するのか？
- Q6 これからは、「学校・地域コーディネーター」ではなく、『地域学校協働活動推進員』の名称で活動していくのか？
- Q7 地域学校協働活動とは何か？
- Q8 地域学校協働活動は、今までと何が違うのか？
- Q9 地域学校協働活動とは、具体的にどのような活動か？
- Q10 地域学校協働本部とは何か？
- Q11 地域学校協働本部と学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）とのつながりは？
- Q12 『地域学校協働活動推進員』が地域学校協働本部を新しく立ち上げることになるのか？
- Q13 地域学校協働本部になったら、何かやらなければいけないことはあるのか？
- Q14 地域学校協働本部になったら、今までの名称を変更しなければならないのか？

Q1 『地域学校協働活動推進員』とは？



A1 「社会教育法（H29.3 改正）」及び「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」には、『地域学校協働活動推進員』について、次のように書かれています。

【社会教育法(H29.3 改正)】

- **教育委員会**は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、**地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。**

【地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン】

- 地域と学校をつなぐコーディネーターは、今後、**地域学校協働活動推進員**として委嘱していただくことが望まれる。



また、その役割については、「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」には、次のように書かれています。

<地域学校協働活動推進員の役割>

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保
- 地域学校協働本部の事務処理
- 地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

Q2 横浜市では、どうして「学校・地域コーディネーター」を『地域学校協働活動推進員』として委嘱するのか？



A2 横浜市では、すでに「学校・地域コーディネーター」が『地域学校協働活動推進員』の役割を果たしていますので、「学校・地域コーディネーター」を『地域学校協働活動推進員』として委嘱します。

Q3 『地域学校協働活動推進員』になるために、何か資格は必要なのか？



A3 『地域学校協働活動推進員』になるための資格は特にありませんが、条件は2つあります。

- (1) 「学校・地域コーディネーター養成講座」修了者または修了予定者
- (2) その年度に地域学校協働活動事業において、活動予定のある方

任期は1年で、年度末に学校長が次年度の『地域学校協働活動推進員』を推薦します。複数名の推薦も可です。

Q4 『地域学校協働活動推進員』になると、今までと何かかわるのか？



A4 役割や責任は、大きく変わりません。今まで同様、地域と学校の架け橋として、地域学校協働活動を進めていただきたいと思います。

※学校運営協議会が設置されている学校は、学校運営協議会委員をお願いする場合があります。

Q5 大きくかわらないのに、どうして『地域学校協働活動推進員』を委嘱するのか？



A5 『地域学校協働活動推進員』を教育委員会から委嘱する理由は、大きく2点あります。

- (1) 教育委員会からの委嘱という法律に位置づけられた立場になるので、今後、活動がしやすくなる。
- (2) 学校も、教育委員会も、その年に活動していただける方を、確実に把握することができる。

Q6 これからは、「学校・地域コーディネーター」ではなく、『地域学校協働活動推進員』の名称で活動していくのか？



A6 横浜市では「学校・地域コーディネーター」の名称が浸透しているので、今まで通り、「学校・地域コーディネーター」の名称で活動していただきます。

Q7 地域学校協働活動とは何か？



A7 地域の方々、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

Q8 地域学校協働活動は、今までと何が違うのか？



A8 活動内容の違いではなく、「支援」から「連携・協働」へという視点の違いです。

「連携」：活動を広げながら、学校・地域社会それぞれの特性を生かす。

「協働」：共通の目標に向かって相互に意見を交わしつつ、それぞれの資源を最適に組み合わせて達成を目指す。

○今まで・・・地域が学校や子どもたちを応援・支援するという関係

☆これから・・・「地域の子どもたちを、地域と学校が一体となって育てていく。」という視点で、学校と地域が教育目標を共有し、地域と学校がパートナーシップに基づき、双方向の関係

Q9 地域学校協働活動とは、具体的にどのような活動か？



A9 次のような活動が考えられますが、すべて実施していただきたいということではありません。各学校や地域の実態に応じて、地域学校協働活動を進めていただければと思います。

【学習活動支援】

- ・学習支援（学習補助、読み聞かせ等）
- ・学校行事の補助 等

【学びによるまちづくり】

- ・地域資源を活用した地域ブランドづくり学習
- ・地域防災マップ作成 等

【地域課題解決型学習】

- ・地域課題を解決する学習
- ・地域振興に向けた多様な活動の企画及び実施 等

【地域人材育成】

- ・ふるさと発見学習 等

【郷土学習】

- ・職場体験学習
- ・郷土の伝統や文化芸能学習 等

【部活動指導】

- ・部活動の支援

【学校周辺環境整備】

- ・花壇や芝生の整備
- ・図書室の整備
- ・登下校中や校外学習時の見守り 等



例としてあげた活動を、すでに実施している学校もあるかと思います。そのような学校は、活動内容が大きくかわるわけではありません。引き続き、地域と学校が連携・協働して、活動を進めていってください。

Q10 地域学校協働本部とは何か？



A10 従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制です。

＜地域学校協働活動本部の構成員＞（例）

学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）、PTA 役員、元 PTA 役員、自治会関係者、民生委員、青少年指導員、放課後児童クラブ担当者、地域企業代表者、NPO 代表 等

Q11 地域学校協働本部と学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）とのつながりは？



A11 今後は、学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）が配置されている組織は、「地域学校協働本部」として活動していきます。ただ、今までの組織がそのまま「地域学校協働本部」となりますので、その運営は、今まで通り、学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の皆様が主体となってお願いいたします。

Q12 『地域学校協働活動推進員』が地域学校協働本部を新しく立ち上げるのか？



A12 新たに組織を立ち上げるのではありません。現在、学校・地域コーディネーターが配置されている学校には、学校・地域コーディネーターが中心となった組織がありますので、それがそのまま「地域学校協働本部」となります。

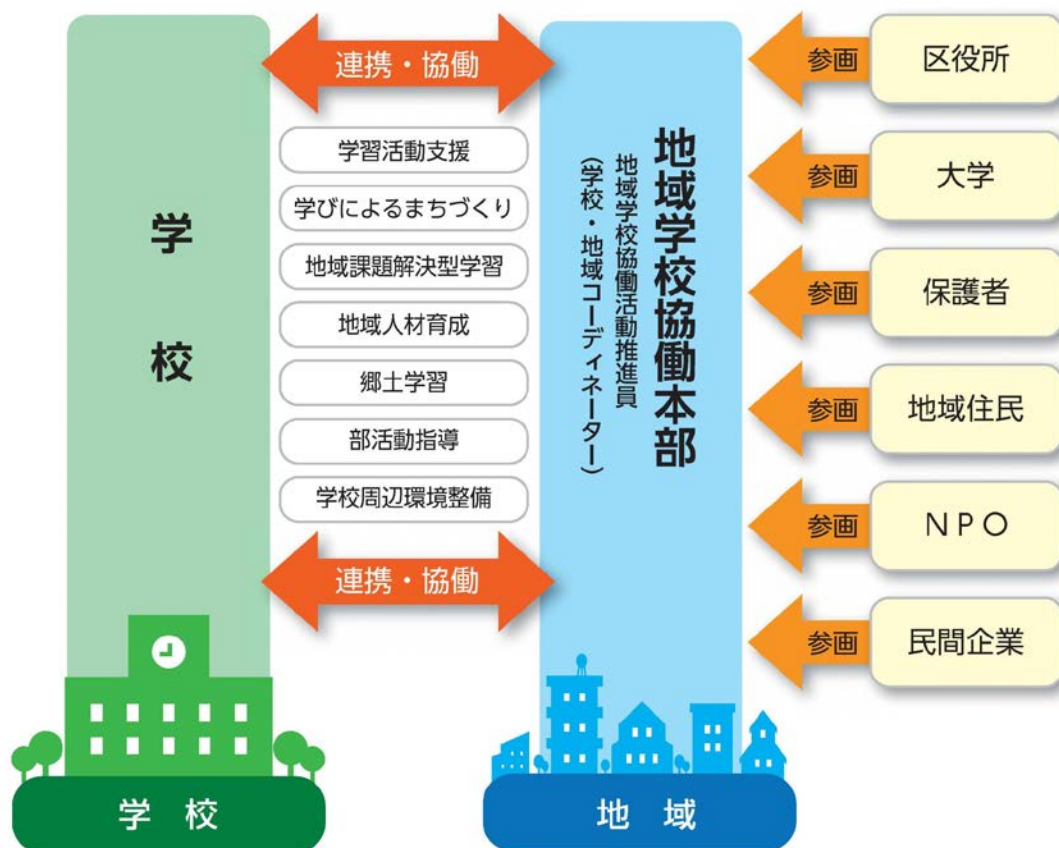
次の3つの要素を意識して、「地域学校協働本部」の活動を進めていただければと思います。

- | | |
|---------------|--|
| (1) コーディネート機能 | ・より幅広い地域住民や団体等の参画を得て、学校との連絡調整を行い、緩やかなネットワークを形成します。 |
| (2) 多様な活動 | ・従来の地域住民等に加え、NPO、民間企業などにも学校の教育活動に参画していただき、地域と学校が目標を共有して双方向の活動を進めていきます。 |
| (3) 継続的な活動 | ・学校の教職員や地域学校協働本部の構成員がかわっても、継続的に地域住民が参画し、安定して活動を進めていきます。 |

Q13 地域学校協働本部になったら、何かやらなければいけないことはあるのか？



A13 Q12の3要素を意識した活動を進めていただきたいですが、「これはやってください。」という具体的な活動内容はありません。地域や学校の実態に応じ、活動を進めていただければと思います。



Q14 地域学校協働本部となったら、今までの名称を変更しなければならないのか？



A14 「〇〇地域学校協働本部」への名称の変更は、強制ではありません。「◇◇サポーターズ」「□□応援隊」等、現在の名称が浸透している場合は、その名称を引き続きご使用ください。

地域学校協働活動推進員Q & A
〔令和4年5月発行〕

横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50-10
TEL 045-671-3278 / FAX 045-681-1414
E-Mail ky-coordinator@city.yokohama.jp